

一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについて提案する。

平成 15 年 10 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	9 一般職の職員の身分の取扱い
<p>・厚田村及び浜益村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、すべて石狩市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。</p>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	9	一般職の職員の身分の取扱い	所 管	合併協議会事務局
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚田村及び浜益村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて石狩市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとする。</li> </ul>			

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	合 計
条 例 定 数	4 7 9人	8 5人	9 4人	6 5 8人
現 職 員 数	4 6 3人	7 3人	7 8人	6 1 4人

平成 15 年 4 月 1 日現在

参考：市町村の合併の特例に関する法律

<p>( 職員の身分取扱い )</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>
--